

大阪市鶴見区表彰審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「大阪市鶴見区表彰」「大阪市鶴見区役所職員表彰」に規定する表彰事案等について、その表彰事由等が適正であるか審査することを目的とする。

(大阪市鶴見区表彰審査委員会)

第2条 前条の目的を達成するため、大阪市鶴見区表彰審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第3条 審査委員会の所管事項は、「大阪市鶴見区表彰」「大阪市鶴見区役所職員表彰」における被候補者の表彰事由の審査に関することとする。

(組織)

第4条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、区長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中からあらかじめ区長が指名する者をもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

4 委員は、副区長及び課長級職員をもって充てる。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が委員を招集して行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に審査委員会への出席を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 委員会には、「プロジェクトチーム」を設置することができる。

(庶務)

第7条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この改正要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。